

(5) 総患者数（傷病別推計）

調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設で受療していない者を含む。）の数を次の算式により推計したものである。

総患者数＝入院患者数＋初診外来患者数＋再来外来患者数×平均診療間隔×調整係数（6/7）

(6) 病床の種類

精神病床

精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。

感染症病床

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号)に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床をいう。

結核病床

結核の患者を入院させるための病床をいう。

療養病床

病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。

一般病床

精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床をいう。

(7) 主傷病・副傷病

主傷病

入院患者においては、入院の理由となった傷病、外来患者においては、調査日現在、主として治療または検査をした傷病をいう。

副傷病

主傷病以外で有していた傷病をいう。（本調査では、糖尿病、肥満、高脂血症、高血圧、虚血性心疾患、脳卒中、閉塞性末梢動脈疾患、大動脈疾患、慢性腎不全、精神疾患のみを把握している。）

8 利用上の注意

(1) 本調査における傷病は、世界保健機関（WHO）の「国際疾病、傷害および死因統計分類（ICD）」に基づき分類している。

なお、平成 20 年の調査では「第 10 回修正国際疾病、傷害および死因統計分類（ICD-10）（2003 年版）準拠」を適用している。

(2) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章する事が不適当な場合	…
統計項目のありえない場合	・
推計値、比率等でまるめた結果が表章すべき最下位の桁の 1 に達しない場合	0 又は 0.0

(3) 掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合もある。

(4) 人口 10 万対算出のため用いた人口は、総務省統計局「平成 20 年 10 月 1 日現在推計人口（総人口 127,692 千人）」である。

(5) 傷病分類別の患者数は、「副傷病」と記述のあるところ以外は「主傷病」について表章したものである。